

食品リサイクルシンボルマーク等の使用の手引

(食品リサイクルの取組に関する愛称「めぐりふーど」の使い方)



平成23年11月1日

中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

目 次

1. はじめに		
1-1 食品リサイクルの経緯	3
1-2 中部地方環境事務所の取組	3
1-3 シンボルマーク等の目的	3
1-4 シンボルマーク等の使用	4
2. シンボルマーク等の波及効果について		
2-1 社会へのアピール	4
2-2 自社の職員への啓発	4
2-3 サービスへの説明	5
3. 使用の方法や使用条件		
3-1 「食品リサイクル商品」のPRに使用する場合	5
3-2 「食品リサイクルの取組」のPRに使用する場合	6
3-3 「食品リサイクルの普及・啓発」に使用する場合	7
4. 使用の制限について		
4-1 食品リサイクル商品への直接貼付	8
4-2 使用可能事業者の範囲	8
4-3 使用可能な範囲	8
4-4 使用の承認がされない場合	8
5. 申請等の流れ		
5-1 申請書類	9
5-2 申請書用紙の入手	10
5-3 申請の提出先	10
5-4 審査	10
5-5 審査期間	11
5-6 結果の通知	11
6. 注意事項		
6-1 虚偽の申請について	11
6-2 申請の免除がされる場合	11
6-3 使用方法が複数ある場合の届出等について	11

6-4	使用方法の変更について	12
6-5	報告等について	12
6-6	使用期間について	12
6-7	シンボルマーク等の位置付けについて	13
6-8	シンボルマーク等の帰属	13

1. はじめに

1-1 食品リサイクルの経緯

我が国においては、生産・流通段階において消費者の過度な鮮度志向等の要因により、大量に食品が廃棄されるとともに、消費段階において大量の食べ残しが発生しています。このように生じた食品残さ等は、肥料や飼料等にリサイクル（再生利用）することが可能であるにもかかわらず、利用されずに大量に廃棄されています。このような状況を食品残さ等のリサイクルを促進することで改善するため、平成12年に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」とします。）が策定されました。

食品リサイクル法の施行から5年余りが経過した平成19年度の食品残さ等のリサイクルの実施率は食品産業全体では54%となっていますが、事業者による取組の拡大により徐々に高まりつつあります。一方で、事業者の努力のみでは持続可能な食品リサイクルへの取組が困難であるとの声も聞かれます。

1-2 中部地方環境事務所の取組

中部地方環境事務所では、食品小売業や外食業から排出される事業系一般廃棄物である食品残さ等の有効利用を重要課題として、中部地方における地域循環圏の構築に向けた検討に取り組んでいます。その検討の中でも、食品リサイクルの輪を更に広げていくためには、リサイクルにより生産された製品（たい肥・飼料など）やそれらにより生産された農畜産物の受け皿も大きくする必要があり、これには関連取引企業や消費者の協力が不可欠との問題提起がされています。

しかし、当事務所が平成21年度に本検討業務の一環として実施した消費者向けのアンケート調査では、食品リサイクルの概念についての認知度は5割弱にとどまっているなど、十分とは言えない状況です。このため、当事務所では、中部地方における地域循環圏の構築に向けた取組の一つとして、シンボルマークによる消費者や事業者等の食品リサイクルに関する意識啓発を行うこととしたところです。

1-3 シンボルマーク等の目的

食品リサイクルの取組に関する愛称「めぐりふード」とそのシンボルマー

ク（以下「シンボルマーク等」とします。）は、食品リサイクルへの取組をより身近に感じられる形で、また分かりやすい形で消費者や事業者に示すことで、食品リサイクルの認知度の向上と正しい理解の促進等を図り、もって様々な努力により食品リサイクルに取り組んでいる方々を支援することを目的としています。

1-4 シンボルマーク等の使用

このシンボルマーク等は、食品リサイクルに取り組んでいる、協力しているなど、食品リサイクルの取組に貢献している方ならば、基本的にどなたでも使用できます。ただし、商品への直接貼付や当事務所管内以外の事業者・団体等については、現時点ではその使用に一部制限をさせていただいております。

この手引は、「食品リサイクルシンボルマーク等使用取扱要領」（以下「要領」とします。）で定められたシンボルマーク等の使用について、具体的な使用方法や使用までの手続等を解説することで本シンボルマーク等の正しい理解と申請手続の円滑化を図り、もってより多くの方の利用を促すことを目的としています。

2. シンボルマーク等の波及効果について

このシンボルマーク等については、中部地方環境事務所が主催・参加する様々なシンポジウムやイベント、広報等で積極的に使用することでその推進と普及を図るとともに、管内の自治体等にもその活用を働きかけていきます。さらに、より多くの事業者の方々にこのシンボルマーク等を使用していただくことで、例えば、以下のような効果が期待されます。

2-1 社会へのアピール

このシンボルマーク等をCSR報告書（環境報告書）や企業パンフレット等に使用することで、消費者や取引先業者等に対して、自社が食品リサイクルに取り組んでいること、それによる環境負荷低減により社会貢献を行っていること等を分かりやすくアピールすることができます。また、個人や市民団体等のイベントのチラシや資料等に使用することで、活動内容等を分かりやすくアピールすることができます。

2-2 自社の職員への啓発

このシンボルマーク等を研修資料や内部レター等に使用することで、また、食品残さ等を再生利用事業者まで収集・運搬している場合には、車両にこのシンボルマークを貼ることで、自社の社員に食品リサイクルに取り組んでいることを分かりやすく自覚させ、社員の環境に関する意識を高めることができます。

2-3 顧客への説明

このシンボルマーク等を食品リサイクルの取組に関する店舗内等のお客様向け説明(売り場のPOPやメニューへの記載など)に用いることで、取扱商品等が食品リサイクルの取組を通じて生産されたものであることを分かりやすく説明することができます。また、結果的に、消費者、取引先企業、社員、地域の方々等が、食品リサイクルをより身近に感じていただき、その意義を認識していただくことで、各事業者等による取組が、社会に受け入れられやすくなる効果も期待されます。

3. 使用の方法や使用条件

このシンボルマーク等を使用いただける具体的な用途は、要領第二条第一項に規定するとおり、次の3つとなります。

3-1 要領第二条第一項第一号に規定する「食品リサイクル商品」のPRに使用する場合

これは、申請者が取り扱う食品循環資源を利用して生産された肥料、飼料その他食品リサイクル法施行令第二条に規定する製品、それらを利用して生産された農畜水産物及び当該農畜水産物を原料又は材料として利用して製造・加工された商品(以下「食品リサイクル商品」とします。)のPRにシンボルマーク等を使用する場合です。

- ①使用主体：排出事業者、再生利用事業者、農畜水産業者等で実際に食品リサイクルに取り組んでいる方で、食品リサイクル法第十一条第一項の規定に基づく登録を受けている方、同法第十九条第一項の規定に基づく認定を受けている方又は環境省若しくは地方自治体等の支援事業等の対象となった方です。
- ②使用方法：食品リサイクル商品について、消費者への販売時の説明書

きや販売促進のための広告等に使用できます。

- ③ 具体例：
- ・食料小売店：食品リサイクル商品を店頭でディスプレイする際の説明パネル（POPやのぼり等を含む。）、チラシ
 - ・外食店、旅館：食事のメニュー
 - ・たい肥、飼料製造事業者：商品説明パンフレット
 - ・農畜水産業者：食品リサイクル商品の直販をする際の説明パネル、チラシ
- ④ 使用要件：申請者が、PRを予定している食品リサイクル商品の生産、製造、販売等に実際に取り組んでいることが必要となります。
- ⑤ 使用できるマーク：様式第三号に規定するシンボルマークの使用が可能となります。
- ⑥ 使用条件：申請された食品リサイクル商品にのみ使用可能となります。要領第三条第二項第六号にあるような周辺商品のPRであるかのような誤解がされるおそれのある表示等には使用できません（詳しくは、「4-4 使用の承認がされない場合」を参照してください。）。このため、実際に使用する場合には、当該食品リサイクル商品のリサイクルの取組内容が明確となる説明とともに使用することになります。

【具体例】

- ・当店は廃棄食品のリサイクルに取り組んでいます。このコーナーの〇〇は、このたい肥を利用して育てた野菜です。
- ・食品リサイクルから生まれた飼料を使用して豚肉を育てることに取り組んでいます。当店のメニューのうち、〇〇に利用しています。

3-2 要領第二条第一項第二号に規定する「食品リサイクルの

取組」のPRに使用する場合

これは、申請者が自ら行う食品リサイクルの取組を企業PR等を使用する場合です。具体的な食品リサイクル商品のPRに使用するには、第1号の申請が別途必要です。

- ① 使用主体：排出事業者、収集・運搬事業者、再生利用事業者、農畜水産業者等で、自らが食品リサイクルの取組を行っている方です。
- ② 使用方法：自社が社会的責任等の一環として実施する食品リサイクルの取組に関する対外的なPR、あるいは、社内職員向けの意識啓発に利用することができます。

- ③ 具体例：環境（CSR）報告書、名刺、研修会等の資料、運搬車両への表示等
- ④ 使用要件：申請者が自ら食品リサイクルにかかわり、取り組んでいる必要があります。
- ⑤ 使用できるマーク：様式第四号に規定するシンボルマークの使用が可能となります。ただし、要領第二条第一項第一号の食品リサイクル商品への使用を承認された事業者等は、様式第四号に代えて様式第三号を使用することもできます。なお使用の申請は、要領第二条第一項第一号と同項第二号のそれぞれに必要となります。
- ⑥ 使用条件：この申請は、申請者の食品リサイクルの取組をPRするために使用される場合となりますので、第1号に規定される具体的な食品リサイクル商品のPR等に誤解される表現や使用方法は認められません。

3-3 要領第二条第一項第三号に規定する「食品リサイクルの

普及・啓発」に使用する場合

これは、申請者が公的な立場にあり、申請者が行うイベントやパンフレット等の印刷物の作成等食品リサイクルを推進するために使用する場合です。

- ① 使用主体：国、地方公共団体、マスコミ、NPO法人等で食品リサイクルの普及・啓発を行う方です。
- ② 利用方法：自らが行う食品リサイクルの普及・啓発目的の印刷物等に使用することができます。
- ③ 具体例：イベントのパンフレット、パネル、報告書、会議資料等の印刷物等
- ④ 使用要件：使用方法が食品リサイクルの普及・啓発又は普及につながるものと判断されるものとしています。
- ⑤ 使用できるマーク：様式第五号に規定するシンボルマークの使用が可能となります。
- ⑥ 使用条件：申請者は法人格を有する方に限らせていただきます。また、食品リサイクルの普及・啓発を目的とするものであると判断できない場合は、使用を承認されない場合があります。

4. 使用の制限について

このシンボルマーク等を使用いただくに当たり、当面の間、以下の制限をさせていただきます。この制限についての将来的な扱いは、引き続き検討します。

4-1 食品リサイクル商品への直接貼付

食品リサイクル商品へシンボルマーク等を直接貼付することは、このシンボルマーク等が当該商品の利用者に品質の認定を意味する等の誤解を与えるおそれや、食品表示上の規格等の調整の必要があることから、食品リサイクル商品への直接の貼付はできないこととし、これに類する申請は承認しないこととします。

4-2 使用可能事業者の範囲

シンボルマーク等は、中部地方環境事務所で管理し、当事務所管内（富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知及び三重の各県）に事業所等を有する事業者等に限定して使用していただくこととしております。このため、申請者が管内に事業所等を有しない場合、申請はできません。なお、将来的には使用の効果を検証しつつ、全国での申請受付も検討していきます。

4-3 使用可能な範囲

要領第二条第三項の使用の承認を受けた場合の使用場所の範囲は、当事務所の管内に制限されず、全国での使用が可能です。

4-4 使用の承認がされない場合

要領第二条第二項の申請は、要領第三条第二項の各号に該当すると判断された場合には、使用は承認されません。また、使用を承認された者が承認後に要領第三条第二項の各号に該当することが判明した場合には、その承認を取り消すとともに、中部地方環境事務所のホームページ上に取り消された者の氏名と理由を公表することもあります。

特に注意が必要な場合は、以下の場合です。

・ **要領第三条第二項第一号**

形状と色、大きさは、様式第三号の欄外に記載されています。この色と大きさの制限は、様式第四号及び様式第五号にも共通のものとなります。

・ **要領第三条第二項第六号**

例えば、申請対象の食品リサイクル商品と他の商品を展示販売するとき等で、食品リサイクル商品であることが他の周辺商品まで含まれているように誤解されるおそれがある場合や、料理のメニューにすべての原材料が食品リサイクル商品でできているかのような誤解を与える表現がされている場合などがこれに当たります。この他にも、類似の紛らわしい表示がされるおそれがある場合は、承認されないことがあります。

5. 申請等の流れ

シンボルマークの申請の手続から承認までを、流れに沿って説明します。

5-1 申請書類

申請者は、シンボルマーク等の使用をする場合には、要領第二条第二項で規定する「シンボルマーク等使用承認申請書（様式第一号）」に、所定の添付資料を添えて、中部地方環境事務所長あてに提出することになります。

イ 申請者が必ず添付しなければならない資料

要領第四条第一項で規定する添付資料は、申請者に必ず添付いただく必要がある資料です。当面は、中部地方環境事務所管内に事業所等があることが申請の条件となりますので、申請者の住所又は事業所等の住所が確認できる書類の添付が必要です。また、使用方法に具体的な企画案等がある場合は、その企画書類等を添付されると審査がスムーズに行えます。

ロ 要領第二条第二項第一号の申請に必要な添付書類

シンボルマーク等を要領第二条第二項第一号に規定する食品リサイクル商品のPRに使用する場合には、3-1の①に示す登録又は認定等を受けている必要があることから、それらを証明できる書類の添付が必

要となります。この場合、申請者の氏名等が当該添付書類の主たる者である必要があります。例えば、食品リサイクル法第十九条第一項に規定する再生利用事業計画の写しを添付する場合は、当該計画の申請者名に記載されていることが必要となります。

また、環境省、地方公共団体等の支援事業等の対象となった方の申請には、その支援事業の対象となったことを証明できる資料と合わせて、現在の取組状況が分かる資料を添付する必要があります。この資料では申請の食品リサイクル商品の製造状況が分かるような会社案内、写真等を添付することになります。

ハ 要領第二条第二項第二号の申請に必要な添付書類

シンボルマーク等を要領第二条第二項第二号に規定する食品リサイクルの取組のPRに使用する場合には、申請者が行っている食品リサイクルの取組が具体的に分かる書類を添付する必要があります。自社のCSR報告書（環境報告書）のほか、連携している事業者等の報告書等の第三者的な立場の資料があれば、審査がスムーズに行えます。

5-2 申請書用紙の入手

上記の申請書は中部地方環境事務所のホームページからダウンロードするか、中部地方環境事務所まで御請求ください。

請求先：中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

住所：〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

HP：http://chubu.env.go.jp/recycle/r_1.html

5-3 申請の提出先

上記で入手した申請書に必要事項を記載し、申請内容ごとに必要な資料を添付の上、下記まで送付してください。なお、申請書類は、郵送のみ受付を行います。

郵送先：〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2

中部地方環境事務所 廃棄物リサイクル対策課 宛

5-4 審査

提出された申請の書類は、記載事項や添付書類等を確認し、不備がない場合は受理し、正式な審査を開始します。提出された書類に不備がある場

合には、訂正や追加で書類の提出を依頼します。この間は審査は開始されませんので、御注意ください。

5-5 審査期間

申請書類の受理から申請の承認までの審査期間は、おおむね2週間を目安としています。なお、この期間には、申請書類の受理後の書類の不備が発覚した場合の訂正や追加書類の提出までの期間は含みません。

5-6 結果の通知

審査の結果は、要領第二条第三項に基づき、承認した場合は、様式第二号にてお知らせします。

なお、承認できない場合は、その旨を電話等で連絡することとします。

6. 注意事項

申請に当たっては、以下の事項について、特に御注意願います。

6-1 虚偽の申請について

申請の内容と異なった方法で使用した場合には、使用承認を取り消した上で、中部地方環境事務所HP上で申請者の名前及び取り消された理由を公表することもあります。

6-2 申請が免除される場合

環境省、農林水産省等の国の機関が使用する場合や報道機関が報道のために使用する場合は要領第二条第二項に規定する申請は省略することができますが、事前に使用方法等を中部地方環境事務所まで届け出ていただく必要があります。

6-3 使用方法が複数ある場合の届出等について

シンボルマーク等の使用方法が複数ある場合（のぼり、店頭表示、環境報告書への掲示等）でも、申請は、要領第二条第一項の各号の単位で

一度行うことで使用可能となります。なお、同項の各号をまとめて申請するには、申請書類を同項の各号ごとに提出いただく必要があります。添付資料も同様となります。

6-4 申請内容の変更について

届出で足りる軽微な変更は申請者（法人の場合の代表者）、使用する場所、担当者等の変更になります。それ以外の取組の内容にかかわる変更をする場合、申請の際に予定していなかった使用方法を追加する場合、承認された使用方法を変更する場合には、新規に申請が必要となりますので、御注意ください。変更の届出は書面にて変更内容を中部地方環境事務所に届け出てください。この場合の様式は定めていませんので、以下の項目を含む書面を適宜作成して届け出てください。

- ・申請者名
- ・承認月日
- ・今回変更する内容（変更前後が分かるように記載）

6-5 報告等について

シンボルマーク等の使用承認を受けた者は、要領第十一条第一項に規定するシンボルマーク使用実績報告書（様式第六号）により、毎年3月末までに使用実績の報告が必要です。報告書には、使用方法、使用方法が分かる写真、数量を記載していただくことになります。また、必要に応じて、当事務所職員による調査を実施し、納品書類等により報告内容や使用の実態を確認させていただくことがありますので、台帳等で管理されることをお勧めします。

6-6 使用期間について

一回の申請で受けたシンボルマーク等の使用期間は、申請の承認がされた日から三年間です。使用方法が変更されない場合でも、期間満了後も引き続き使用する場合は再度申請をする必要がありますので、御注意ください。

6-7 シンボルマーク等の位置付けについて

シンボルマーク等は、食品リサイクルに取り組んでいることを分かりやすく表すものであり、特定の製品等が一定の基準を満たすものであることの認証、又は取組が一定の基準を満たしていることの認定等をするものではありません。申請に際しては、誤解の無いようにお願いします。

6-8 著作権の帰属

シンボルマークの著作権は、環境省にあります。